

岡山大学農学部放射線障害予防規程

〔平成16年4月1日〕
〔岡大農規程第4号〕

改正 平成18年5月19日規程第2号

平成22年9月27日規程第2号

平成26年4月17日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する放射線障害予防規程として、岡山大学農学部（以下「農学部」という。）における放射性同位元素装備機器の取扱いを規制し、これによる放射線障害を防止し、もって農学部内外の安全を確保することを目的とする。

(施設)

第2条 農学部放射線機器室（以下「施設」という。）を農学部における放射性同位元素装備機器を取り扱う施設とする。

2 施設は、 γ 一線照射室と放射線照射実験室に区分し、 γ 一線照射室にセシウム137を8テラベクレル装備した γ 一線照射装置（以下「装置」という。）を設置する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線業務従事者 装置の取扱い、管理又はこれらに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者で、第11条の許可を受けた者
- 二 施設長 岡山大学農学部長（以下「施設長」という。）
- 三 所属部局 放射線業務従事者の所属する部局
- 四 所属部局長 放射線業務従事者の所属する部局の長
- 五 健康管理主任者 放射線業務従事者及び一時立入者の健康診断その他必要な保険指導を行わせるため学長が命ずる者
- 六 一時立入者 見学等で管理区域に一時的に立ち入る者で、施設長の許可を受けた者

(組織)

第4条 施設における装置の取扱い及びその安全管理に従事する者に関する組織は、別表第1のとおりとする。

(施設長)

第5条 施設長は、施設における放射線障害の防止に努めなければならない。

2 施設長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。

(放射線障害防止委員会)

第6条 施設長は、施設における放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するために、農学部放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織等については、施設長が別に定める。

(取扱主任者等)

第7条 施設に取扱主任者を置く。

- 2 取扱主任者は、施設における放射線障害の発生の防止に関し、次の各号に掲げる事項について指導監督を行うほか、施設長への意見の具申を行う。
 - 一 予防規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 二 施設の改廃に係る計画作成に関すること。
 - 三 法令に基づく申請、届出、報告書等の作成及び審査に関すること。
 - 四 施設における立入検査等の立会いに関すること。
 - 五 事故等の原因調査に関すること。
 - 六 施設、設備、装置、使用状況等の調査及び点検に関すること。
 - 七 帳簿、書類等の保管及び監査に関すること。
 - 八 利用者への指示に関すること。
 - 九 その他放射線障害の防止のために必要な事項に関すること。
- 3 施設長が必要があると認めるときは、取扱主任者を補佐させ、取扱主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置くことができる。
- 4 取扱主任者及び取扱副主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、取扱主任者の代理者を置く。
- 5 取扱主任者、取扱副主任者及び取扱主任者の代理者は、取扱主任者となる資格を有する者のうちから学長が命ずる。
- 6 学長は、取扱主任者及び取扱副主任者に対して次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに登録定期講習機関が行う取扱主任者の資質の向上を図るための定期講習を受けさせなければならない。
 - 一 取扱主任者又は取扱副主任者であって取扱主任者、取扱副主任者に選任された後定期講習を受けていない者（取扱主任者又は取扱副主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者を除く。）取扱主任者、取扱副主任者に選任された日から1年以内
 - 二 取扱主任者又は取扱副主任者で前回の定期講習を受けた日から3年以内
（安全管理責任者）

第8条 施設長は、放射線管理業務を行うため、安全管理責任者を置く。

- 2 施設長は、放射性同位元素あるいは放射性同位元素装備機器の安全な取扱いについて十分な知識及び経験を有する者のうちから、委員会の議を経て安全管理責任者を命ずるものとする。
- 3 安全管理責任者は、取扱主任者の指導監督を受け、放射線業務従事者及び一時立入者に対し、放射線障害の防止のため必要な指導助言を行うとともに、施設長の命を受け、施設における装置の安全管理に関する実務を行う。
（所属部局長）

第9条 所属部局長は、所属部局の職員等の放射線障害の防止に努めなければならない。
（登録）

第10条 施設において取扱等業務に従事しようとする者は、所属部局長に登録の申請を行い、登録されなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、第26条に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 所属部局長は、前項の健康診断を受け、健康管理主任者が取扱等業務に従事することを可とした者を登録する。
- 4 登録の有効期間は、登録を行った部局に在職又は在籍期間とする。

- 5 所属部局長は、登録した者の氏名等を施設長、取扱主任者に通知するものとする。
- 6 所属部局長は、登録した者に異動があった場合は、施設長、取扱主任者に通知するものとする。

(許可)

- 第11条 前条の登録を受けた者が、施設において取扱等業務に従事しようとする場合は、施設長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。
- 2 施設長は、第25条に定める必要な教育及び訓練を受け、かつ、取扱主任者が放射線業務従事者として認定した者について、取扱等業務に従事することを許可する。
 - 3 許可の有効期間は、許可した年度内とする。
 - 4 施設長は、許可した者の氏名等を所属部局長に通知するものとする。

(施設の維持及び管理)

- 第12条 施設長は、施設の適正な維持及び管理を図るため、施設及び設備に点検担当者を定め、年1回以上定期的に自主点検を行わなければならない。
- 2 前項の自主点検の点検項目及び実施頻度は、別表第2のとおりとする。
 - 3 自主点検の点検担当者は、安全管理責任者及びその他施設長が必要と認めた者とする。
 - 4 点検担当者は、第1項の自主点検の結果、異常を認めるときは、取扱主任者に連絡するとともに、施設長に報告しなければならない。
 - 5 施設長は、前項の報告を受けたときは、その異常に対し、適切な措置を講じなければならない。

(管理区域)

- 第13条 施設長は、放射線障害の発生するおそれのある場所を管理区域として指定しなければならない。
- 2 γ 一線照射室の外壁面を管理区域の境界とする。
 - 3 管理区域には、放射線業務従事者及び一時立入者以外は立ち入ることができない。

(施設の使用申込)

- 第14条 施設を使用する場合は、研究課題又は教育課程毎に、使用開始の7日前までに所定の使用申込書を施設長に提出しなければならない。
- 2 施設長は、前項の使用申込書の提出があったときは、取扱主任者の意見を聞いた上で使用責任者を認定し、使用申込書を受理するものとする。
 - 3 施設長は、安全管理上の必要があるときは、使用申込書の修正又は使用停止を命ずることがある。
 - 4 施設の使用期間は3月以内とし、3月ごとに所定の使用申込書を提出するものとする。

(使用責任者)

- 第15条 使用責任者は、本学の職員で、放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器の安全な取扱いについての知識並びに技術に習熟した者でなければならない。
- 2 使用責任者は、安全管理責任者と協力して、次の業務を行う。
 - 一 装置の使用方法及び安全管理技術の向上を図るため、安全管理責任者及び他の使用責任者との情報交換に努める。
 - 二 放射線業務従事者が、装置の使用に十分習熟するまでは、実験に立会い指導する。
 - 三 実験が終了したときは、使用終了報告書を安全管理責任者に提出する。

(一般的遵守事項)

- 第16条 放射線業務従事者及び施設に立ち入る者は、取扱主任者及び安全管理責任者の指示に従うとともに、施設内に掲示している注意事項を遵守しなければならない。

- 2 放射線業務従事者は、装置の使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 所定の使用届を安全管理責任者に提出すること。
 - 二 安全管理責任者から、所定の記録用紙、鍵及びサーバイメータ等の放射線防護用測定機器を受け取ること。
 - 三 装置の使用前後に所定の点検及び放射線量の測定を行い、その結果を記録用紙に記入すること。
 - 四 装置等が正常な状態であることを確認すること。
 - 五 放射線防護用測定機器は、較正されたものを用いること。
 - 六 使用後は、安全管理責任者に必要事項を記入した記録用紙を提出するとともに、鍵及びサーバイメータ等の放射線防護用測定機器を返納すること。
- 3 放射線業務従事者以外の者が管理区域に一時的に立ち入る場合は、取扱主任者又は安全管理責任者の立ち会いの上でなければならない。

(装置の使用)

第17条 放射線業務従事者が装置を使用する場合は、取扱主任者又は安全管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 装置の構造、取扱上の注意等について、十分な説明及び注意を受けるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - 一 γ 線照射室に掲示している注意事項等に留意すること。
 - 二 γ 線照射室に入るときには、個人の被ばく線量測定器を着用すること。
 - 三 個人の被ばく線量測定器は胸部あるいは腹部に着用するとともに、試料の出し入れを行う手の指にも装着すること。
 - 四 装置は、定められた条件で、正しい操作方法に従って使用すること。
 - 五 装置の改装、修理を行う場合は、取扱主任者の指示に従うこと。
 - 六 装置に装備されている放射性同位元素（以下「線源」という。）は、常に装置内に固定して使用しなければならない。
 - 七 装置等に異常を認めたときは、速やかに取扱主任者又は安全管理責任者に連絡すること。
 - 八 所定の記録用紙、帳簿への記帳を正しく行うこと。

(一時立入者)

第18条 見学等で管理区域に一時的に立ち入る者は、取扱主任者、安全管理責任者又は放射線業務従事者の指示に従うとともに、施設内に掲示されている注意事項を遵守しなければならない。

(注意事項等の掲示)

第19条 取扱主任者又は安全管理責任者は、装置の取扱いに関する注意事項及び装置の異常等危険時の措置を施設内の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(保管)

第20条 線源は、装置内に固定装置して保管しなければならない。

- 2 線源を取り外す必要が生じた場合は、取扱主任者の指示に従わなければならない。

(詰め替え及び運搬)

第21条 修理又は交換等による線源の詰め替え及びそれに伴う運搬を行う場合は、取扱主任者の指示に従うとともに、所定の専門業者に委託するものとする。

(廃棄)

第22条 線源を廃棄する必要がある場合は、委員会の議を経なければならない。

2 線源を廃棄する場合は、取扱主任者の指示に従うとともに、所定の専門業者に委託するものとする。

(場所についての測定)

第23条 施設長は、測定者を指名し、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量の測定を行わなければならない。

2 前項の測定の実施と結果の記録は、別に定める記録様式により、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては6月を超えない期間ごとに1回、それぞれ取扱主任者が行うものとする。ただし、線源を交換したときは交換の都度行うものとする。

3 施設長は、第1項の測定の結果を記録し、5年間保存しなければならない。

(人の被ばく線量についての測定)

第24条 施設長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。

二 測定は胸部「女子にあつては腹部（ただし、合理的な理由があるときはこの限りでない。）」について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

三 前号のほか、装置への試料の装置・脱着を行う手の掌についても、70マイクロメートル線量当量を測定する。

四 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

五 次の項目について測定の結果を記録すること。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定をした者の氏名

ウ 放射線測定器の種類及び型式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

六 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。

七 第5号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

ア 算定年月日

イ 対象者の氏名

ウ 算定した者の氏名

エ 算定対象期間

オ 実効線量

カ 等価線量及び組織名

八 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間

について、当該期間ごとに行い記録すること。

九 第7号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、次号に定める期間の累積実効線量（第7号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を集計し、次の項目について記録すること。

- ア 集計年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名
- エ 集計対象期間
- オ 累積実効線量

十 前号の集計は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間のうち、4月1日を始期とする1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えることとなった1年間を含む期間について、当該1年間以降、毎年度行い記録すること。

- 2 施設長は、前項第5号から第10号までの測定の結果を記録し、取扱主任者の検認を受けた上、所属部局長に報告しなければならない。
- 3 所属部局長は、前項の記録の写しを本人に記録の都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。

（教育訓練）

第25条 施設長は、取扱等業務に従事する者に対して、次の表に掲げる項目及び時間数についての教育及び訓練を実施しなければならない。

項 目	時 間 数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全取扱い	4時間以上
放射線障害防止に関する法令	1時間以上
放射線障害予防規程等	30分以上

- 2 取扱等業務に従事する者は、前項に定める教育及び訓練を、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前、並びに管理区域に立ち入った後又は取扱等業務を開始した後には、1年を超えない期間ごとに受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると施設長が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。
- 4 施設長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
- 5 教育及び訓練の実施については、委員会が企画する。

（健康診断）

第26条 所属部局長は、放射線業務従事者等に対し、次に定める健康診断を実施し、その結果を記録しなければならない。

- 2 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、次の部位及び項目について行う。
 - 一 被ばく歴の評価

二 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値，赤血球数，白血球数及び白血球百分率

三 皮膚

四 眼

3 健康診断の実施時期は，次のとおりとする。

一 放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

二 管理区域に立ち入った後にあつては，その業務に従事した後6月（前項第3号及び第4号に掲げる項目に限り3月）を超えない期間ごと。

三 前号の規定にかかわらず，実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし，又は被ばくしたおそれのあるときは，遅滞なく，その者につき健康診断を行うこと。

4 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の場合を除き，医師が必要と認めるときは，第2項第2号から第4号までに掲げる検査項目の全部又は一部を実施する。ただし，放射線業務従事者から実施の申請がある場合には，同項第2号から第4号までに掲げる検査項目の全部又は一部を実施する。

5 所属部局長は，次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

一 実施年月日

二 対象者の氏名

三 健康診断を実施した医師名

四 健康診断の結果

五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

6 所属部局長は，健康診断の結果を健康診断の都度，その記録の写しを本人に交付するとともに永久に保存しなければならない。

7 所属部局長は，第3項第3号の規定による健康診断の結果を，直ちに取扱主任者に通知しなければならない。

（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

第27条 取扱主任者又は健康管理主任者は，放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは，直ちに施設長に通知するものとする。

2 施設長は，前項の通知を受けたときは，取扱主任者又は健康管理主任者の指示に基づき，取扱時間の短縮，取扱いの制限等について必要な措置を講じるよう所属部局長に勧告しなければならない。

3 所属部局長は，前項の勧告に基づき，必要な措置を講じなければならない。

（記帳）

第28条 施設長は，受入れ，払出し，使用，保管，運搬，廃棄，自主点検及び教育並びに訓練に係る帳簿を備え，次の各号に掲げる事項を記載し，取扱主任者の検認を受けなければならない。

一 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量

二 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

三 使用（詰替えを除く。以下この項において同じ。）に係る放射性同位元素の種類及び数量

四 放射性同位元素の使用の年月日，目的，方法及び場所

五 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

六 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量

七 放射性同位元素の保管の期間，方法及び場所

- 八 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- 九 施設の外における放射性同位元素等の運搬の年月日，方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- 十 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
- 十一 放射性同位元素等の廃棄の年月日，方法及び場所
- 十二 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名
- 十三 施設の点検の実施年月日，点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名
- 十四 施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日，項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

2 帳簿は，毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し，閉鎖後5年間保存しなければならない。

(盗難等の予防措置)

第29条 施設長は，放射性同位元素等の盗難及び所在不明等の防止のために，施設における管理体制の整備，充実を図り，必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。

- 一 照明装置の設置又は活用
- 二 警報装置の設置又は活用
- 三 退庁時の保管状況の確認
- 四 勤務時間外における使用の規制及び巡視の強化
- 五 その他盗難予防上必要な措置

2 盗難及び所在不明等の事態を発見した者は，直ちに取扱主任者及び関係者に通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた者は，直ちに状況の把握に努めるとともに施設長，関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

4 施設長及び取扱主任者は，関係者と協議の上，応急の措置を講じなければならない。

5 施設長は，盗難及び所在不明等の事態が生じたときは，直ちに学長に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第30条 地震，火災等の災害が起こった場合には，放射線業務従事者等は，施設長が別に定める災害時の連絡通報体制に従い，関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

2 点検担当者は，第12条に定める自主点検を臨時に行い，その結果を取扱主任者，取扱副主任者又は関係者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた者は，直ちに施設長及び関係者に報告しなければならない。

4 施設長は，第2項に定める点検の結果を直ちに学長に報告し，学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に届け出るとともに，その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第31条 前条に定めるもののほか，放射線障害が発生し，又は発生するおそれのある事態を発見した者は，直ちに避難警告等応急の措置を講じ，災害の拡大の防止に努めるとともに取扱主任者，取扱副主任者又は関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた者は，直ちに災害の防止に努めるとともに施設長，関係者及び関

係機関に連絡しなければならない。

- 3 施設長及び取扱主任者は、関係者と協議の上、応急の措置を講じなければならない。
- 4 施設長は、第1項に定める事態が生じたときは、直ちに学長に報告し、学長を經由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(報告)

第32条 施設長は、次の各号に掲げる場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、学長を經由し原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生したとき。
- 二 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 三 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。
- 四 施設内の人が常時立ち入る場所の線量並びに施設の境界及び施設内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 五 放射性同位元素等の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 六 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(定期報告)

第33条 施設長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第39条第3項の規定に基づく報告書を毎年6月30日までに、学長を經由して原子力規制委員会に提出しなければならない。

(法等に違反した者の措置)

第34条 取扱主任者は、放射線業務従事者が、法その他の関係法令又はこの規程に著しく違反したときは、施設長に報告するものとする。

- 2 施設長は、前項の報告を受けたときは、委員会に諮り、第11条に定める許可を取り消すことができる。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し、必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

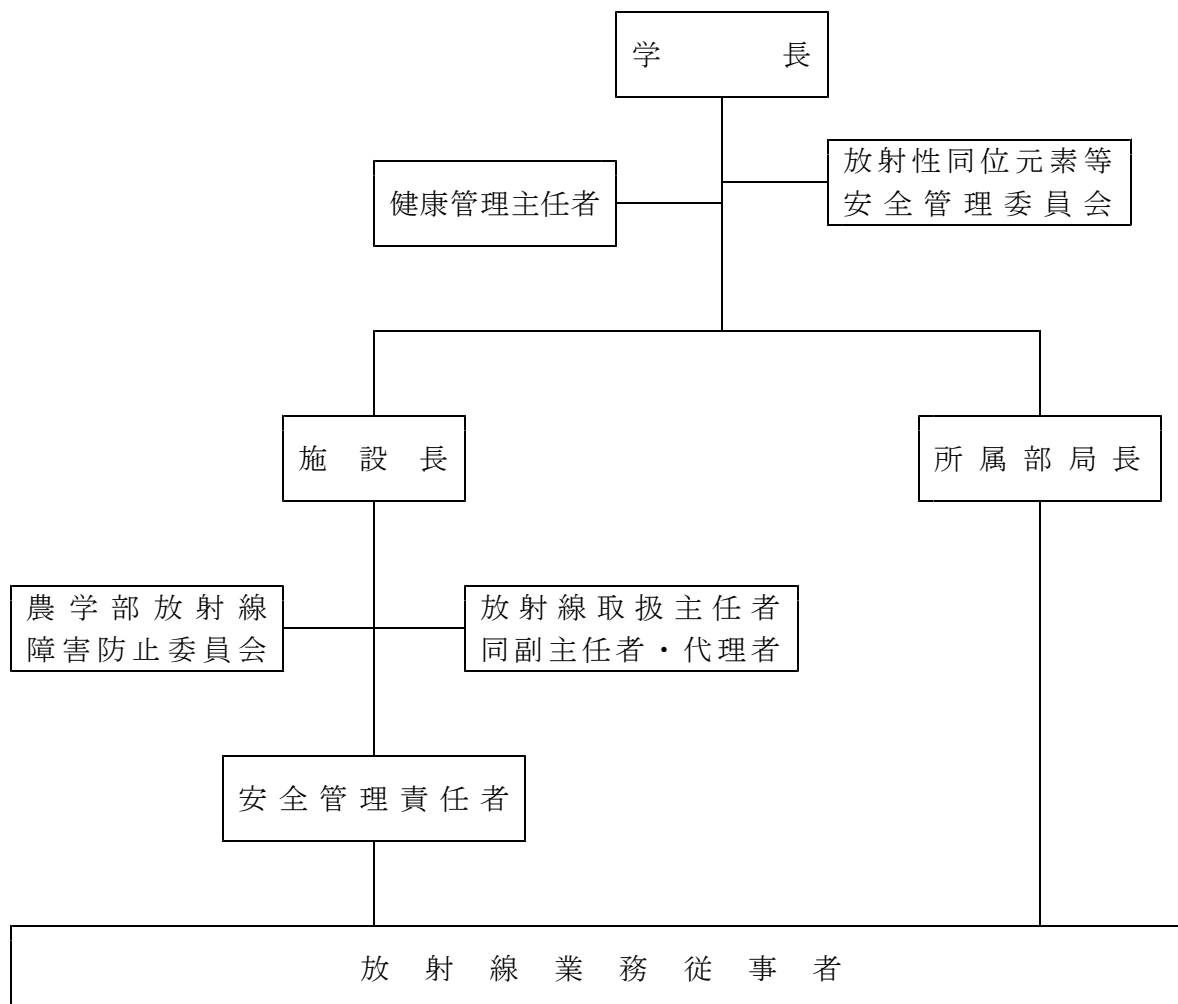
この規程は、平成22年9月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

農学部放射線機器室における γ -線照射装置の取扱い
及びその安全管理に従事する者に関する組織



別表第2（第12条関係）

自 主 点 検 表

点検年月日： 年 月 日

点検担当者：

学部長	取扱主任者	点検担当者

区 分	点 検 項 目	頻 度	点 検 担 当 者	点 検 結 果		
				良好	要改善	要改善箇所等
施設の位置等	地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況	1年に1回	安全管理責任者 又は 取扱主任者			
主要構造部等	構造及び材料	1年に1回	〃			
遮 蔽	構造及び材料 遮蔽物の状況 線量当量	1年に1回	〃			
γ線照射室 (管理区域)	標識、線量当量 注意事項の掲示 区画及び閉鎖設備 床、壁、天井の構造 表面仕上げ状況 指示灯の作動状況 エアコン、加湿器	6月に1回	〃			
γ線照射装置	標識、注意事項 遮蔽状況と表面線量 シャッター作動状況	6月に1回				
その他の設備	(放射線機器実験室) 電気系統のチェック 換気扇の作動状況 給排水の状況 その他	適 宜				